

社会福祉法人長泉町社会福祉協議会指定地域密着型通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人長泉町社会福祉協議会が開設する長泉町在宅福祉総合センターいずみの郷デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護の状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者等の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 長泉町在宅福祉総合センターいずみの郷デイサービスセンター
- (2) 所在地 静岡県駿東郡長泉町下土狩971番地（長泉町在宅福祉総合センター2階）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、通所介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定地域密着型通所介護の提供に当たるものとする。
- (3) 看護職員 1名以上
看護職員は、各種サービスに入る前の健康状態のチェック（血圧、脈拍、体温の測定）や服薬管理を行い、指定地域密着型通所介護の提供に当たる。提供を行う時間帯を通じて専従する必要はない。
- (4) 介護職員 1名以上
介護職員は、指定地域密着型通所介護の提供に当たる。

- (5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

- (6) 事務職員 1名

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間及び利用定員)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日は除く。

- (2) 営業時間

午前8時15分から午後5時15分までとする。

- (3) サービス提供時間

午前9時15分から午後4時25分までとする。(利用定員 18名)

- (4) 電話等により営業日の午前8時15分から午後5時15分は連絡が可能な体制とする。

- (5) サービス提供時間 延長あり

(指定地域密着型通所介護の内容及び利用料金等)

第6条 指定地域密着型通所介護の内容は入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む。）、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の要介護者等に必要な日常生活上の世話とし、指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理サービスであるときは、その1割または2割、3割の額とする。

2 前項の他、利用に応じて次の料金を徴収する。

- (1) 食費 1回につき実費

- (2) オムツ代 実費

- (3) 上記の他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認める費用 実費

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、長泉町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者に対し適切な指定通所介護を提供するために、食堂、機能訓練等の事務所内の各設備には、利用に際しての注意事項を掲示する。

- (1) 全館禁煙となりますので、喫煙を希望される場合には所定の場所にて喫煙願います。

- (2) 飲酒されている方は、利用をご遠慮していただく場合があります。

(3) 騒音等他の利用者に対し迷惑になる行為はご遠慮願います。

(4) 所持品、金銭等の管理は自己管理願います。(金銭は特別な場合を除き必要ありません。)

(緊急時等における対応方法)

第9条 生活相談員等は、通所介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画を策定するとともに、利用者等の避難、救助訓練の実施等、万全の対策を期することとする。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、指針の整備、必要な研修及び訓練を定期的実施していくものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、長泉町へ連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(苦情処理・ハラスメント処理)

第13条 当事業所は、自ら提供した事業又は自らが通所介護計画に位置付けた通所介護サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、早期業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施し、必要に応じて業務継続計画の見直しを行い変更するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための生活相談員等に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、生活相談員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するも者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを長泉町に通報するものとする。

（身体拘束等の禁止に関する事項）

第16条 事業所は、事業の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行ってはならない。やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。

（その他運営についての重要事項）

第17条 事業所は、生活相談員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 指定地域密着型通所介護事業所は、県等が実施する「介護職員初任者研修」を受講していない介護職員等を、受講させるよう努める。

3 生活相談員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 生活相談員等であった者は、相談員等でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人長泉町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。